

資料④ 社会情勢を見据えた社会教育の展開について

生涯学習バスについて

1. 概 要

君津市では、昭和47年より公民館活動及び社会教育活動等の推進のため、移動学習車として公民館バスを設置しました。その後、平成10年度より生涯学習バスとして、土日運行を開始。平成13年度からは、台数を3台に増やし、市民の学習機会の提供に努めてきました。

しかし、昨今の社会情勢の背景などもあり、平成27年度から「さわやか号」の老朽化に伴い「ふれあい号」「かがやき号」2台で運行しています。

また、現在、児童生徒の活動に沿う柔軟な運行への希望、適正な使用について考えるべき点などもあり、今後の生涯学習バスのあり方を検討したいと考えています。

2. 現在の利用状況について

(1) 生涯学習バス運行にかかる基本事項

- ・運行規則（別紙①）
- ・利用者への配布資料（別紙②）

(2) 運行状況（平成25～27年度 詳細別紙③）

	平成25年度(3台)		平成26年度(3台)		平成27年度(2台)	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
行政	422	13,980	441	15,042	313	11,679
一般	190	5,702	213	6,324	160	4,786
計	612	19,682	654	21,366	473	16,465
運行日数	611日		652日		467日	
稼動率	81.5%		86.9%		93.4%	

(3) 生涯学習バス予約状況（別紙④）

年々抽選会参加者が増加。

繁忙期（9～12月）の利用に関しては、空きに対する超過状況あり。

(4) 生涯学習バス受付方法

- ・一般利用月は3ヶ月前から。受付開始日には抽選会を実施。
- ・抽選会終了後は、電話・窓口にて随時受付。
- ・社会教育、学校教育、行政機関の公的行事等については別途予約。

(5) 適正な利用に向けた取り組み

- ・限られた台数の中で公平かつ生涯学習バスの目的に適った利用を促すため、バス抽選会において適正使用について理解を求める説明、許可書配布時の資料配布等（別紙②）を行っています。
- ・夏休み期間中は、青少年活動団体の利用を優先させています。

3. 現状と課題

- ・学校教育活動の多様化の中、児童生徒の教育活動を支えるための運行が求められていますが十分対応できていない状況があります。
- ・使用団体の幅が広く、生涯学習バスへの理解の浸透が一部難しい状況もあります。
- ・バスの運行内容、目的地等が年々多様化しつつあり、適正な利用のあり方が課題となっています。
- ・生涯学習バスとしての目的について、改めて共通認識を図っていく必要があります。

○君津市生涯学習バス運営規則

平成10年3月31日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市生涯学習バス(以下「バス」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 バスの名称は、次に掲げるものとする。

- (1) 君津ふれあい号
- (2) 君津かがやき号

(使用基準)

第3条 バスは、次の各号のいずれかの事業を行う市内の団体等がその目的を達成するために使用することができる。

- (1) 社会教育等生涯学習に関する事業
- (2) 社会教育等生涯学習関係団体の活動及びその育成と推進のための事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事業

(使用の範囲)

第4条 バスの運行は1日とし、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、国又は地方公共団体が主催する事業及び教育委員会が特に必要と認める事業で宿泊研修をする場合にあっては、1泊2日の使用をすることができる。

2 バスの運行の範囲は、原則として関東各都県とする。

(使用の申込み)

第5条 バスを使用しようとする者(以下「申込者」という。)は、生涯学習バス使用(変更)申込書(別記第1号様式)以下「申込書」という。)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 バスの使用の申込みは、使用しようとする日の3月前の属する月の初日から使用しようとする日の10日前までに行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、使用の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、使用の可否を決定したときは、速やかに当該申込者に生涯学習バス使用承認(不承認)通知書(別記第2号様式)によりその旨を通知しなければならない。

(変更申込み等)

第7条 バスの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた内容に変更が生じた場合は、申込書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微である場合は、申込書の提出に代えて口頭によりおこなうことができる。

2 使用者はバスの使用を中止するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第3条の使用基準に該当しないことが判明したとき。
- (2) 使用者が教育委員会の指示に従わないとき。
- (3) バスの管理運営上、特に支障があると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の承認を取り消す場合は、生涯学習バス使用承認取消通知書(別記第3号様式)により使用者に通知するものとする。

(運休日)

第9条 バスの運休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、特別の事情により教育委員会が必要と認めるときは、臨時に運休し、又は運行することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(使用人員)

第10条 バスの使用人員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 君津ふれあい号 概ね30人以上55人以内

(2) 君津かがやき号 概ね20人以上40人以内
(使用者の負担)

第11条 バスの使用は、無料とする。ただし、有料道路通行料金、駐車料金等については、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、バスの使用に際して、故意又は過失により車両本体又は設備品をき損し、汚損し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月25日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の君津市生涯学習バス運営規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月20日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条第1項、第7条第1項)

君津市生涯学習バス運行基準

(趣旨)

第1条 この基準は、君津市生涯学習バス運営規則（平成10年君津市教育委員会規則第7号。以下「運営規則」という。）第13条の規定に基づき、君津市生涯学習バス（以下「バス」という。）の運行につき必要な事項を定めるものとする。

(団体等)

第2条 運営規則第3条に規定する「団体等」には、営利・政治・宗教活動を目的とする団体は含まないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(運行時刻および距離)

第3条 運営規則第4条に規定する使用の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 「午前8時30分から」とは、使用者の集合場所を発車する時刻とし、「午後5時15分まで」とは、市役所バス車庫入庫時刻とする。

(2) バスの1日の運行距離は、安全運行の必要上おおむね往復300キロメートル以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事業用自動車との併用の禁止)

第4条 バスは、観光バス等の事業用自動車と併用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認に関する特例)

第5条 運営規則第6条第1項の規定により使用の承認をした運行経路であっても、運転乗務員が危険と認めるときは運行しないものとする。

(引率責任者)

第6条 引率責任者は、安全運行の必要上次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 乗車人員を確認すること。
- (2) 乗降の際、安全を確認すること。
- (3) 利用者に利用マナーを周知すること。
- (4) 安全運行のために協力すること。

(申込期間)

第7条 運営規則第5条第2項に規定する「使用しようとする日の3月前の属する月の初日」（以下「申込期間の初日」という。）が君津市の休日を定める条例（平成元年君津市条例第21号）第1条第1項に定める市の休日（以下「市の休日」という）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日を申込期間の初日とする。

2 運営規則第5条第2項に規定する「使用しようとする日の10日前」（以下「申込期間

の最終日」)が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日を申込期間の最終日とする。

(抽選)

第8条 申込期間の初日の午前8時30分の時点で申込者が複数いる場合の受付順序、申込みについては、教育委員会が別に定める方法で行うものとする。

(申し込みの特例)

第9条 運営規則第5条第2項に規定する「特別な事情があると認められる場合」とは、市の機関が主催又は他の団体等と共に催す事業(以下これらの事業を「市主催事業等」という。)その他教育委員会が特に必要と認める事業で使用する場合のことをいう。ただし、君津市立の幼稚園、小学校及び中学校(以下「君津市立学校等」という。)が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定する正規の教育課程外の活動に使用する場合は、申込期間外に申込みをすることはできないものとする。

2 前項の規定により、申込期間外に使用の申込みを行った市主催事業等に係る使用に当たっては、当該担当部署の職員が引率責任者として同乗するものとする。

(夏季期間中の使用)

第10条 青少年教育の振興を図るため、7月1日から8月31日までの間の教育委員会が定める期間におけるバスの使用は、一団体一行事とし、子ども会等青少年関係団体の使用を優先するものとする。

2 前項の使用に係る申込みは、教育委員会が別に定める方法で行うものとする。

(留意事項)

第11条 バスの利用者は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 安全運行を妨げる行為をしないこと。
- (2) 車内美化に努めること。
- (3) 車内において喫煙し、又は飲食しないこと。ただし、駐停車時の水分補給については、この限りでない。

(補則)

第12条 この運行基準に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この運行基準は、平成22年4月1日から施行する。

別紙②

君津市生涯学習バス利用案内

生涯学習バスは、「動く教室」として、主に社会教育関係・学校教育関係団体の研修・学習等に、ご利用いただいています。

現在、「ふれあい号」「かがやき号」の2台で対応しています。

○利用できる団体は、市内で活動する社会教育関係、公立学校教育関係、市役所関係、自治会・町会等です。

○利用のきまりは……

☆運行時間 午前8時30分（現地）～午後5時15分（バス車庫）です。

☆運行範囲 運行時間内に往復できる関東近県。

経路は、道路状況や天候等によって変更していただく場合があります。

☆運休日 毎週月曜日、祝日、年末年始

（この他に、市の事業によって利用できない日もあります。）

☆乗車人数 「ふれあい号」・55人（概ね30人以上）CD/カセット/テレビ/DVD/トランク/ETC

及び設備 「かがやき号」・40人（概ね20人以上）カセット/テレビ/DVD/ETC

◇添乗責任者としてお一人は乗車してください。

◇6歳未満のお子さんに対してチャイルドシートの着用が義務づけられました。（H12.4.1）市では、ジュニアート13個用意しています。

◇ETCカードを利用する団体は、ご持参ください。

☆使用料 無料です。有料道路・有料駐車場その他必要な経費はご負担ください。

○利用の方法は……

①まず、生涯学習課へ電話か生涯学習課窓口に来て仮予約します。

（許可の決定ではありません）

〒299-1192千葉県君津市久保2-13-1

君津市教育委員会 生涯学習課 TEL0439-56-1418

利用日の3か月前から受付 例・9月1日・6月1日より

9月30日・6月1日より

※毎月初日（土日祝日と重なる場合は、翌平日）8時30分より窓口にて抽選会を行います。お電話からの申し込みは抽選会終了後（概ね9時頃）から受け付けとなりますので、あらかじめご了承ください。

（例：9月使用分の抽選会は、6月1日8時30分より行います。8時30分までに生涯学習課窓口へお越しください）

②使用申込書を2週間前までに提出して下さい。

運行経路は、大型バスの通行可能なコースです。（有料道路使用時は、インターナン、休憩するサービスエリア名を記入）、大型バスの駐車場を事前予約し確保してください。行先・駐車場の地図も添付してください。

○利用注意事項……

申請時

◇目的は研修が主体です。行先や内容などによって利用をお断りする場合があります。
◇雨天プログラムも必ず検討し、申込書に記入してください。

（裏面へ）

- ◇バスの配車・降車場所は、極力一ヵ所とし、大型バスが安全に駐車できる広さの確保が必要です。
- ◇中止・変更は速やかにご連絡ください。
スケジュールは無理のない計画を立て、なるべく事前に下見に行き、昼食場所、駐車場の有無、トイレ休憩場所等運行経路の確認をしてください。
- ◇平成20年6月1日より、後部座席のシートベルトの着用が義務化されました。
定員にご注意ください。（12歳未満の小児・幼児の3人掛けはできません。）
- ◇団体で行事保険に加入することをお勧めします。

当 日

- ◇責任者の方は、生涯学習バス使用承認通知書を持参して、運転手とコースの確認をしてください。（責任者は、必ず前の席に座ってください。）
- ◇生涯学習バス2台の有料道路通行料金は、特大料金です。走行前に運転手に渡してください。
◇運転職員に対する、昼食、志等は必要ありません。
- ◇責任者の方は、走行前に、走行中は不必要に歩き回ったり、窓を開けないように必ず全員に周知してください。
- ◇車内での喫煙・飲酒・飲食は禁止です。（ただし駐車時の水筒・ペットボトルでの水分補給はかまいません。）
◇設備品を破損しないでください。
- ◇責任者の方は、降りる前にゴミ・忘れ物を確認後、チケットを記入し運転手に渡してください。

～みんなに考えていただきたいこと～

君津市教育委員会では「みんなの動く教室」として生涯学習バスを運行しています。「生涯学習バス」は単なる「無料のバス」ではありません。利用する際は次のような点と一緒に考えていただきたいと思います。

○生涯学習バスは「自分たちの大切な研修の場」です。

運行経路を自分たちで決めたり、予約先を自分たちで決めたり、駐車場の予約をとったり・・・これらの手続きも大切な研修の機会です。上手に計画を立てて利用してください。

○生涯学習バスは「公共マナーの学びの場」でもあります。

最近いろいろなところでのマナーの乱れなどが気になりませんか？生涯学習バスには利用時間、飲食禁止、後片付け等、「公共マナーの学びの場」としての意味でもいくつかのルールを設けています。「公共マナーを学ぶ大切な場」としての使用をお願いします。

○「みんなのバス」です。（相談窓口 生涯学習課 生涯学習バス担当 0439-56-1418まで）

みんなに有効に使っていただきたいという思いで運行していますが、台数には限りがあります。「誰かができる」という背景には「できない誰かがいる」という点を忘れないでください。以上の点にご理解いただき、ぜひ有効に使っていただきたいと思います。生涯学習バスの利用によって、皆さんの社会教育・生涯学習活動がより有意義なものになるよう、生涯学習課も頑張らせていただきます。

生涯学習バス使用団体の皆様へ

荒天時（台風・大雪等）の生涯学習バス運行について



みなさまの安全のために、以下の点についてご理解・ご協力をお願いします。

（1）大雨・大雪・強風等が心配される場合

目的地・経路地で大雨・大雪・強風等が心配される場合、事前に、

バス使用キャンセルのご検討について、ご連絡いたします。

荒天時には下記の点が懸念されますので、ご検討をお願いいたします。

- ① 運行開始直前であっても運行中止にする場合があります。
- ② 行程、時間等に大幅な変動が発生する恐れがあります。
- ③ 渋滞・運行不能状況などが多発するため、トイレ・体調不良の事態等に対応できないおそれがあります。
- ④ 目的地・休憩地、乗降時などで転倒事故などのおそれがあります。

上記のような件が発生しても、バス・市では、その責は負いかねますので、ご理解をお願いします。

（2）次のような場合、運行開始直前であっても運行中止とします。

- ① 運行開始時点で、君津市内・経路地・目的地のいずれかに大雨・大雪警報等が発令されている場合。
- ② 道路冠水等により、安全運転に重大な支障がある場合。
- ③ その他、安全運行上重大な支障を及ぼす恐れがあると判断した場合。

キャンセル・運行中止による見学地・食事のキャンセルなどの責はバス・市では負いかねます。また、直前の目的地や経路変更、代替日のバス優先予約などもいたしかねますので、ご了承願います。



(2015.8 君津市教育委員会生涯学習課)

T E L 0439 (56) 1418

別紙③

平成27年度生涯学習バス団体・行先別運行状況一覧

H27.4月～H28.3月 累計

利用団体名 別	利用者 名	走行 キロ数	給油量 L ²	市内						県内						東京						神奈川						埼玉						茨城						栃木						群馬						静岡						愛知						宮城						福島						岩手						千葉						長崎						沖縄						合計					
				回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数																																										
小学校	136	13,544	4,499.90	61	2,653	33	1,496	26	869	6	207	10	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	5,547																																															
中学校	55	4,819	2,146.31	24	895	15	652	15	533	0	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	2,101																																																												
教育部局	46	6,468	1,936.11	23	822	3	115	12	306	6	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	1,508																																																												
市長部局	23	2,518	91.00	13	314	0	0	6	222	1	44	2	54	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	649																																																														
公民館青少年	28	3,450	972.99	9	534	1	30	12	383	3	111	3	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	1,146																																																												
公民館成人	13	2,271	431.01	0	0	0	0	7	212	3	95	3	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	376																																																												
公民館高齢者	12	1,695	260.00	2	38	0	0	4	133	2	73	4	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	352																																																													
青少年団体	57	6,722	2,450.06	6	186	3	113	31	1,091	8	265	7	224	0	0	2	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	1,955																																																													
高齢者	2	384	0.00	0	0	0	0	2	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	63																																																												
一般	101	13,221	2,397.81	13	349	6	143	55	1,490	19	545	6	188	0	0	2	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101	2,768																																																														
その他	16	352	0.00	5	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0																																																											
合計	489	55,444	15,185.19	156	5,791	72	2,549	170	5,302	48	1,525	36	1,074	1	15	4	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	80	489	16,465																																																																							

利用日数 483

2016/5/12 17:24

【運行日数】	月												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(点検・修理日除く)	日数	27	42	48	45	30	41	44	42	40	36	36	467

※ 5/29 利用者 バス2台 各2件 (中学校×2)

※ 6/6 利用者2件 (市長部局・教育部局)

※ 6/25 利用者2件 (小学校×2)

※ 7/25 利用者2件 (公民館青少年×2)

※ 7/26 利用者2件 (公民館青少年×2)

※ ふれあい号 : 9/10 雨天の為、運行中止

※ かがやき号 : 9/17 雨天の為、運行中止

平成26年度生涯学習バス団体・行先別運行状況一覧

H26.4月～H27.3月 累計

利用団体名	利用者 別	走行			市内			近隣市			県内			東京			神奈川			埼玉			茨城			群馬			栃木			静岡			愛知			宮城			合計		
		キロ数	回数	給油量 リッル	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数						
小学校	205	20,969	5,972.81	64	2,397	58	2,093	49	1,579	19	625	15	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	205	7,124					
中学校	63	4,999	1,503.55	27	869	24	1,042	11	400	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	2,326					
教育部局	74	9,725	1,790.97	30	994	10	239	15	481	13	446	3	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	42	2	90	74	2,378														
市長部局	38	4,052	697.51	20	580	0	0	10	302	7	286	1	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	1,220							
公民館青少年	23	2,587	646.00	7	441	2	83	6	185	4	138	3	93	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	962							
公民館成人	25	3,874	1,134.00	3	114	0	0	14	320	6	145	2	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	650						
公民館高齢者	13	2,194	420.30	0	0	1	11	5	134	3	104	4	133	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	382						
青少年団体	81	8,757	2,571.80	11	357	8	321	41	1,354	9	324	11	298	0	0	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	2,694						
高齢者	3	521	0.00	0	0	0	0	0	3	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	86							
一般	129	16,132	2,320.51	19	462	4	125	71	1,936	21	614	13	386	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	3,544							
その他	14	508	532.00	8	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0					
合計	668	74,318	17,589.45	189	6,214	113	3,914	225	6,777	82	2,682	53	1,564	2	43	1	40	0	0	0	1	42	2	90	668	21,366																	

利用日数 666 ※ 5/30 利用者 バス2台 各2件 (中学校 × 2)

【運行日数】	月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			合計		
	日数	28	67	65	60	44	60	65	68	52	54	44	45	45	652																											

2016/5/10 14:54

※ 9/18 バス1台故障の為、社会福祉協議会のバスにて対応

※ 3/18 バス1台パンクの為、復路は他の生涯学習バスにて対応（点検・修理日除く）

別紙④

生涯学習バス使用・月初抽選受付（窓口）

平成25年度 (3台)				平成26年度 (3台)				平成27年度 (2台)			
バス使用・希望月	受付月	受付回数	予約数	バス使用・希望月	受付月	受付回数	予約数	バス使用・希望月	受付月	受付回数	予約数
H25/4月	H25/1月	4	4	H26/4月	H26/1月	4	4	H27/4月	H27/1月	6	6
5月	2月	5	5	5月	2月	5	5	5月	2月	6	6
6月	3月	3	3	6月	3月	6	6	6月	3月	7	7
7月	4月	2	2	7月	4月	2	2	7月	4月	2	2
8月	6月	2	2	8月	6月	3	3	8月	6月	2	2
9月	6月	11	11	9月	6月	11	11	9月	6月	7	7
10月	7月	10	9	10月	7月	7	7	10月	7月	9	4
11月	8月	6	6	11月	8月	9	8	11月	8月	11	9
12月	9月	13	11	12月	9月	11	11	12月	9月	13	13
H26/1月	10月	4	4	H27/1月	10月	6	6	H28/1月	10月	7	7
2月	11月	11	11	2月	11月	11	11	2月	11月	13	13
3月	12月	4	4	3月	12月	9	9	3月	12月	13	12
合 計		75	72	合 計		84	83	合 計		96	88

※10月は、受付後辞退1回体あり

※12月は、抽選後キャンセル2回体あり

※11月は、抽選後キャンセル1回体あり

※3月は、抽選後キャンセル1回体あり
(2月に予約変更)

